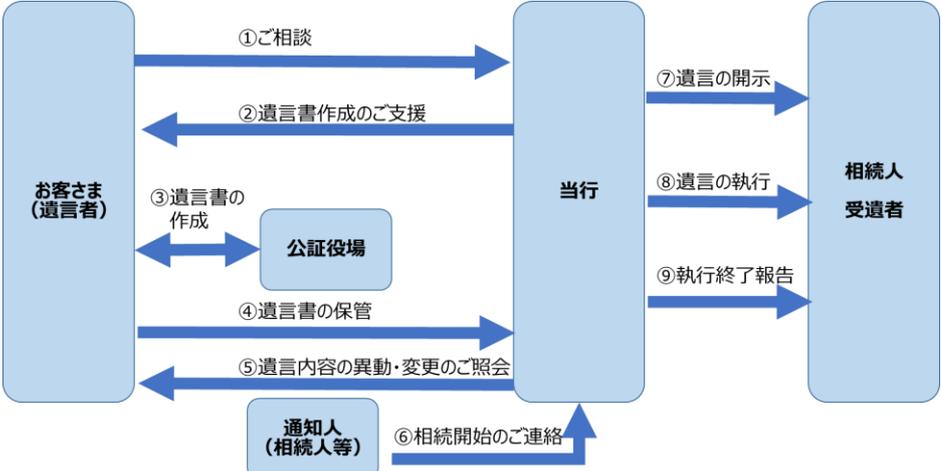


1. 商品名	<七十七> 遺言信託
2. ご利用 いただける方	・個人のお客さま（未成年の方・非居住者の方を除く。なお、お客さまお1人につき1契約とします。）
3. サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言者に、当行を遺言執行者に指名する条項を含む公正証書遺言を作成いただき、公正証書遺言の正本をご相続開始のときまで当行が保管します。 ・保管期間中は、遺言書の変更が必要となるような財産・親族関係等の変動がないか、定期的に照会させていただきます。 ・ご相続が開始された際には、あらかじめご指定いただいた通知人の方から当行にご連絡いただきます。 ・特別な事情がない限り、当行はご相続人、受遺者の皆さまに遺言執行者に就職する旨のご連絡をします。 ・当行は遺言執行者として遺言の内容の実現のために必要な手続きを行い、遺産の整理、名義変更、引渡しなど、ご相続人・受遺者の方に遺産の分配を行います。 ・遺言の執行が完了した時点で遺言執行にかかる終了報告書を作成し、ご相続人・受遺者の方にご報告し、遺言信託は終了します。
4. 仕組み	<p>～遺言信託の仕組み～</p>  <pre> graph LR Client[お客さま (遺言者)] -- ①ご相談 --> Bank[当行] Bank -- ②遺言書作成のご支援 --> Client Client <--> Notary[公証役場] Client -- ③遺言書の作成 --> Notary Bank -- ④遺言書の保管 --> Client Bank -- ⑤遺言内容の異動・変更のご照会 --> Client Notifier[通知人 (相続人等)] -- ⑥相続開始のご連絡 --> Bank Bank -- ⑦遺言の開示 --> Executor[相続人 受遺者] Bank -- ⑧遺言の執行 --> Executor Bank -- ⑨執行終了報告 --> Executor </pre>
5. 手数料等 (消費税込)	<p>【プラン 30】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本手数料（申込時）：330,000 円（消費税込） (2) 遺言保管手数料：なし (3) 遺言変更手数料（変更時のみ）：55,000 円（消費税込） (4) 遺言執行報酬（執行時）：相続・遺贈財産にかかる当行所定の執行対象財産評価額（消極財産控除前）に対し、④、⑧の計算を行った合計額とします。ただし、最低報酬額は上記合計額に関わらず 1,210,000 円（消費税込）とします。

<p>5. 手数料等 (消費税込) (つづき)</p>	<p>【プラン 80】</p> <p>(1) 基本手数料 (申込時) : 880,000 円 (2) 遺言保管手数料 : なし (3) 遺言変更手数料 (変更時のみ) : 55,000 円 (4) 遺言執行報酬 (執行時) : 相続・遺贈財産にかかる当行所定の執行対象財産評価額 (消極財産控除前) に対し、④、⑤の計算を行った合計額から 1,100,000 円を差し引いた金額とします。ただし、最低報酬額は上算出額に関わらず 550,000 円とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【執行対象財産評価額に乗じる料率】</p> <p>④当行・七十七証券株式会社にて契約中の預金、信託商品等の金銭債権および当行・七十七証券株式会社が募集・販売・仲介した投資信託、国債、保険商品、金融商品等に対して . . . 0.33%</p> <p>⑤上記④以外の財産に対して</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">. . . 1.65%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1 億円超 3 億円以下の部分</td> <td style="text-align: right;">. . . 1.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3 億円超の部分</td> <td style="text-align: right;">. . . 0.55%</td> </tr> </table> </div> <p>(参考 : 執行対象財産評価額の例)</p> <p>①不動産 : 原則相続税評価額とします。 ②金融資産 : 各金融機関発行の証明書に記載されている金額とします。 ※口数や基準価額の表示のみの場合は、それらに乗じた金額とします。</p>	1 億円以下の部分	. . . 1.65%	1 億円超 3 億円以下の部分	. . . 1.10%	3 億円超の部分	. . . 0.55%
1 億円以下の部分	. . . 1.65%						
1 億円超 3 億円以下の部分	. . . 1.10%						
3 億円超の部分	. . . 0.55%						
<p>6. その他費用</p>	<p>・公正証書作成費用、不動産登記に関する登録免許税、司法書士報酬、戸籍謄本、固定資産税評価証明書の取り寄せ費用、預金等の残高証明書発行手数料等の実費はお客さまのご負担となります。</p>						
<p>7. その他ご留意事項</p>	<p>・遺言信託の解約を希望される場合には、原則当行を遺言執行者として指定した条項を撤回する公正証書遺言を作成していただきます。 ・推定相続人との間で現に紛争を生じている案件、紛争を生ずる可能性が高い案件等、案件の内容によっては受託できない場合があります。 ・当行所定の審査により受託できない場合があります。</p>						
<p>8. 指定紛争解決機関</p>	<p>・一般社団法人 信託協会 (連絡先 : 信託相談所、電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988)</p>						

以上